

亀山市告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成28年2月5日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 31031
- 3 路線名 山下7号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
山下町字山下28番2地内	旧	19.60	最小	2.30
			最大	2.40
	新	19.60	最小	4.00
			最大	6.30

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 31033
- 3 路線名 山下芸濃線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
山下町字山下28番2地内	旧	31.70	最小	2.44
			最大	2.82
	新	31.70	最小	3.20
			最大	3.50